

那覇市保健所長 宛

開設者 住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号〕

病院・診療所・助産所管理者兼任許可申請書

(病院・診療所・助産所)の管理者の兼任について許可を受けたいので、医療法第12条第2項及び同法施行規則第9条の規定により、次のとおり申請します。

1 管理者にしようとする者	住所	〒 電話 ()														
	氏名															
	区分	<input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 歯科医師 <input type="checkbox"/> 助産師														
	現に管理している 病院・診療所・助産所							新たに管理する 病院・診療所・助産所								
2 施設名称																
3 開設場所	〒 電話 ()							〒 電話 ()								
4 開設者氏名																
5 診療科目 (※欄外「注意1~4」参照)																
6 従業員の定員	医師	歯科医師	助産師	計	医師	歯科医師	助産師	計								
	薬剤師	看護師	その他		薬剤師	看護師	その他									
	現に管理している 病院・診療所・助産所							新たに管理する 病院・診療所・助産所								
7 診療日・診療時間	月	火	水	木	金	土	日	診療時間	月	火	水	木	金	土	日	診療時間
8 管理者兼任の理由																

9 管理する(病院・診療所・助産所)相互間の距離及び連絡に要する時間	距離	時間	方法
	km	時間 分	
10 管理者兼任期間	年 月 日～ 年 月 日まで		

(注意)

- 1 医療法施行令第3条の2に規定されている診療科名であること。
- 2 医療法第6条の6第1項による厚生労働大臣の許可を受けた診療科名とは、「麻酔科」である。
- 3 診療科名に「・」を使用している場合は、診療科名を区切る際は「、」を使用し、「・」を使用しないこと。
- 4 既に病院又は診療所の管理者になっている者は、新たに病院の管理者になれない。
- 5 当該許可を受けた後、管理者の変更を行った際には、変更届の提出が必要。
- 6 管理する診療所・助産所は2か所とも無床診療所、入所施設の無い助産所であること。
- 7 2か所の診療時間又は勤務時間が重複せず、かつ2か所間の時間的な移動が可能なこと。
- 8 申請は2か所目の診療所・助産所の開設者から提出すること。
- 9 兼任期間が過ぎた場合、若しくは申請事由が消滅した場合、許可は失効する。

(添付書類)

- 1 臨床研修修了登録証の写し(該当者のみ、窓口にて原本を提示し、職員の確認を要する。)
- 2 医師免許証、歯科医師免許証もしくは助産師面免許証の写し(窓口にて原本を提示し、職員の確認を要する。)
- 3 履歴書
 - (1)本籍地、現住所、氏名、生年月日、学歴及び職歴が記載され、押印されているもの
 - (2)職歴については、就職、退職の旨及びその時期が明確にされていること。
- 4 管理者兼任の理由を裏付ける資料
- 5 現に管理する診療所又は助産所の開設者の承諾書